会　議　録　（1）

会　議　の　名　称	令和８年度　第２回入間市高齢者福祉審議会
開　催　日　時	令和８年７月２日（木） 午前１０時００分　開会・午前１１時３０分　閉会
開　催　場　所	市役所　C棟　５階　５０１会議室
議　長　氏　名	小池　佐智子
出席委員(者)氏名	小池　佐智子、森谷　秀一、東　一成、瀧澤　啓次、吉田　美佐子、幡野　敏彦、山下　恵久子、森本　剛、松本　より子、宮澤　聖二、今井　英雄
欠席委員(者)氏名	遠藤　学、大村　清、高山　京子、青柳　貴久
説明者の職氏名	高齢者支援課　主査　杉山　美緒
会　議　次　第 （公　開）	１開会 ２会長あいさつ ３市長あいさつ ４諮問 ５議題 (1)「第１０次入間市高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画」の令和７年度分評価について ①令和７年度分進捗評価の報告 ②令和７年度分事業評価と高齢者等実態調査から読み取れる事業の効果について (2)「第１１次入間市高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画・認知症施策推進計画」について ①計画の概要について ②目次案について ６その他 ７閉会
非　公　開　理　由	なし
傍　聴　者　数	０名
配　布　資　料	資料１　令和７年度分事業評価の報告 資料２　令和７年度分の進捗評価の報告 資料３　令和７年度分事業評価と高齢者等実態調査から読み取れる事業の効果について 資料４　次期計画の概要について 資料５　次期計画の目次案について

事務局職員職氏名	【福祉部】部長　栗原　康友、次長　小笠原　昌平 【福祉部高齢者支援課】課長　井ヶ田　剛、主査　杉山　美緒、主事　髙橋　侑大、主事　武井　陽菜 【健康推進部】部長　石原　健二、次長　徳山　雅美 【健康推進部介護保険課】課長　町田　秀紀、主幹　亀田　由紀子、副主幹　中野　太智
会議録作成方法	要点筆記

会 議 録 （2）

議事の概要（経過）・決定事項

■市長より「入間市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について」諮問があった。

■審議会の会議録に署名する委員については、瀧澤啓次委員を指名した。

■ 議 題

⑴「第１０次入間市高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画」の令和７年度分評価について

①令和７年度分進捗評価の報告

事務局より、資料１、資料２に基づき説明後、質疑応答を行った。

②令和７年度分事業評価と高齢者等実態調査から読み取れる事業の効果について

株式会社名豊（当該計画の策定業務受託事業者）より、資料３に基づき説明後、質疑応答を行った。

⑵「第１１次入間市高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険 事業計画・認知症施策推進計画」について

①計画の概要について

株式会社名豊（当該計画の策定業務受託事業者）より資料４に基づき説明後、質疑応答を行った。

②目次案について

事務局より、資料５に基づき説明後、質疑応答を行った。

会　議　録　（３）

発　言　者	発　　言　　内　　容
	（委員及び事務局の発言が行われた部分のみ記述する。）
議長	はじめに、（１）「第１０次入間市高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画の令和７年度分評価について」のうち①「令和７年度分進捗評価の報告」を議題とする。それでは、事務局から説明願う。
高齢者支援課主査	資料１・資料２に沿って説明
議長	意見、質問はあるか。
東委員	資料１と２の違いは、事業評価の報告と公開用資料ということか。
高齢者支援課主査	そのとおりである。
東委員	資料１に関して、１ページ目の「成果指標の評価」について、昨年度と比較して今年度の評価が下がっているものがあるのはなぜか。
高齢者支援課主査	評価自体は令和６年度から行っているが、今回の評価については、各課から令和７年度分の進捗として評価している。
東委員	先ほど資料１のＮＯ．８のＣ評価について、評価理由を説明いただいたが、３年前の計画ではＡ評価だったと思う。Ａ評価からＣ評価になってしまっているのは見た人が疑問を持つと思う。見守りボランティアも、前回３年前はＡ評価だったのがＢ評価になっているのはなぜか。
高齢者支援課主査	目標値に対する令和７年度の実績に加え、実際の取組み内容等を含めて総合的に評価を行った。過去の評価結果との比較ではない。
東委員	理解した。 次に資料１の５ページ、ＮＯ．３１の「敬老金等支給事業」について伺う。「課題や今後の取組み」のところで、「敬老金等支給事業は廃止となったが、敬老の趣旨を尊重し、新たな取組みを行うことを検討している。」と記載してあるが、これは検討していたのか。
高齢者支援課主査	敬老祝金等支給事業は廃止となったが、それに代わる新たな取り組みができないか高齢者支援課で検討を進めている。具体的な内容につ

発　言　者	発　　言　　内　　容
	いては未定であり、公表できる段階ではないため、このような記載としている。
東委員	昨年度の審議会で、そのような話はあったか。
高齢者支援課長	敬老祝金等支給事業については、本審議会からの答申を受け、事業を廃止した。廃止条例を議会へ提案した際、議員から「代替となる敬意の表し方」についてご意見をいただいた。市としては、新たな金品の支給は考えていない旨をご説明したが、意見が出たことを踏まえ、金品の支給に頼らない形で、どのような敬意の表明が可能か、検討を進めている状況である。
東委員	資料２の５ページ「具体的な取組みの評価」について、全体的に記述が抽象的である。特に「ＳＮＳ等を活用し新たな参加者獲得につなげる必要がある」という結論について、どの事業のどのような評価から導き出されたものか、根拠を伺いたい。
高齢者支援課主査	基本目標１の「（２）生きがいづくりの推進」の各事業の評価を、総合的にまとめて記載した。
高齢者支援課長	資料１の基本目標１の成果指標は概ね目標に達している。全体として目標を上回っているが、今後もさらにここの分野は重要になると考え課題とした。例えば住民の通いの場は目標９圏域に対し、現状８圏域にとどまっている。こうした状況も踏まえ、さらに取組みを進めて参加者を増やしていきたいという考えを記載している。
東委員	冒頭にＰＤＣＡサイクルの話があったが、「プランがあってそのためにこういう行動をした」、ここまでがこの資料の前段階だと思う。Ｃで評価して、Ａで改善策ということになる。改善策が、「ＳＮＳ等を活用し新たな参加者獲得につなげる必要がある」の部分になる。そうすると、Ａ（改善策）が生まれるべきＣ（評価）と、それに基づいたＤ（実行）でどういうことをしたのか明確になっていたほうが、ＰＤＣＡサイクルが分かりやすいと思う。例えば「新たな参加者の獲得につ

発　言　者	発　　言　　内　　容
	なげていく必要があります」の前に、「ＳＮＳ等を活用した効果的な情報発信により」と書いてある。何を根拠にＳＮＳが有効としているのかこの文章から分かりにくい。また、資料１の２ページのＮＯ．９と１０は両方ともＡ評価だが、「ボランティアの確保・育成が課題となっています」と課題が記載されていて、課題があるのに評価がＡという矛盾が生じている。このようなことからＰＤＣＡサイクルが形骸化してしまっていると感じる。
高齢者支援課長	評価をする中で、現状抱えている課題についても含め作成をした。それがかえってややこしくさせてしまったと感じる。
議長	ＰＤＣＡサイクルの流れを、もう一度確認していただきたい。
今井委員	資料１の５ページ、ＮＯ．３６の「デマンド交通の導入」について伺う。現計画に基づき宮寺・二本木地区での導入検討が開始され、今後も進めていくものと思う。宮寺・二本木地区以外の全地域についても、どのような方針とするのか次期計画に示していただきたい。デマンド交通は今後の高齢者の移動手段確保において、重要な施策であるため、十分に協議して進めていただきたい。また、成年後見人について、今後の取組みに法改正のことが触れられていない。法改正により利用者の増加も見込まれるので次期計画には内容を入れていただきたい。
松本委員	資料１の１ページ、ＮＯ．７、８について、登録団体数のみの目標値で評価するのではなく、活動内容も含めて評価していただきたい。
高齢者支援課主査	登録団体の皆様が一生懸命活動されているということは十分承知している。ただ、評価するにあたっては登録団体数という目標値を設定しているため、数値での実績で評価している。今後、評価の方法については協議していく必要があると考えている。
瀧澤委員	資料１の５ページ、ＮＯ．３３「敬老会の開催の支援」について、課題や今後の取組みに「敬老会への支援は廃止または縮小する方向で検討する」と記載があるが、市と社会福祉協議会、どちらのことを言っ

発　言　者	発　　言　　内　　容
	ているのか分かりにくい。
高齢者支援課主査	社会福祉協議会ではなく、高齢者支援課の今後の取組みを記載している。
瀧澤委員	資料の書き方では、市と社会福祉協議会のどちらが主体の事業なのか分かりにくく、市と社会福祉協議会両方が支援を縮小するように読め、誤解を生みやすいと思う。社会福祉協議会から来年度以降も敬老会への助成を行うと聞いているため、書き方の変更を検討してもらいたい。また、資料１の１５ページ、ＮＯ．１２８「地域の支え合い活動や近隣助け合い事業を社会福祉協議会と協力して支援します」と記載あるが、その中で「近隣助け合い活動推進会（９地区）に対して、運営費の助成を行った」と記載がある。これは、市として助成をしているのか。
高齢者支援課主査	取組みの実施状況に「社会福祉協議会」と記載しているところは、社会福祉協議会の取組みである。
瀧澤委員	この書き方ではどこが主体でどの財源で行っているのか分かりにくい。もう少し具体的に、詳しく記載していただきたい。
議長	社会福祉協議会の山下委員からご意見は可能か。
山下委員	近隣助け合い活動推進会の活動助成金は、各自治会が集めた会費であり、この書き方だと誤解が生じるように思う。
議長	混乱しやすいかと思うので、検討・修正していただく形でよろしいか。
高齢者支援課主査	社会福祉協議会を所管する福祉総務課に確認し、内容を再度確認いたします。
森本委員	資料１の１ページのＮＯ．５「認知症に関する相談窓口を知っている市民の割合」の項目で、目標値が４０％、現状で２３．７％、結果は２４．４％で、１％未満の上昇でＢ評価となっているがなぜか。
高齢者支援課主査	評価をするにあたって計画どおり事業を実施できているという認識

発　言　者	発　　言　　内　　容
	のもとＢ評価という形になっている。１００％を基準にしているものではなく、実施した内容等を照らし合わせて４０％の目標に対して、２４．４％できたということで、Ｂ評価としている。
森本委員	一般的にはそういう評価の仕方は違うのではないかと思う。
東委員	実際の圏域ニーズ調査は４４％ではなかったか。第１回審議会の資料４「入間市認知症アンケート調査報告書」２ページ目の真ん中で、圏域ニーズ調査では４４％だったが、認知症の調査では６８．２％で乖離があるという文がある。
高齢者支援課主査	再度確認させていただく。
宮澤委員	資料１の１ページのＮＯ．５で「認知症の窓口を知っていますか」の２３．７％という結果に対し、令和８年度までの目標は４０％というのはどうなのか。４０％でよしとする目標の設定、それで２４．４％だからＢという評価というのはいかがなものか。
高齢者支援課主査	次期計画を策定する際に目標値も再度検討する。ご意見を踏まえて、事務局でも再考する。
今井委員	１３ページのＮＯ．１１０の具体的な取組みに「土砂災害警戒区域に所在する高齢者施設に対し、避難確保計画の作成を支援します」とある。社会福祉法人は市街化調整区域などにも建てられるため、よく水害などで入居者に被害が及ぶことがある。土砂災害警戒区域に所在する高齢者施設に関しては普通の通り一遍の避難計画よりも、もっと具体的に立地を考えた避難計画を立てるように、施設への指導をお願いしたい。また、次期計画にも盛り込んでいただきたい。
議長	次の議事に進む。（１）「第１０次入間市高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画の令和７年度分評価について」のうち、②「令和７年度分事業評価とニーズ調査から読み取れる事業の効果について」を議題とする。事務局から説明願う。
高齢者支援課主査	資料３は前回の審議会で報告した高齢者等実態調査と令和７年度分

発　言　者	発　　言　　内　　容
	の事業評価結果から現行の計画の成果をまとめたものである。内容の詳細について株式会社名豊より説明する。
株式会社名豊	資料３に沿って説明
議長	意見、質問はあるか。
森本委員	１ページ目の基本目標２の「認知症ガイドブックの活用により、相談窓口へ繋がるルートの具体化に向けた情報提供が進んでいます」とある。しかし、認知症の介護をしている家族に認知症ガイドブックを知っているかと聞くと「知らない」という人がほとんどである。本当に情報提供が進んでいるのかと疑問に思う。 それから２ページ目の「布おむつの貸し出しや紙おむつの購入費を助成」して、「経済的負担の軽減により家族介護者の離職や過度の負担の緩和を促し」とあるが、経済的負担の軽減が家族介護者の離職の緩和になるのかの相関関係が分からない。説明いただきたい。
高齢者支援課主査	紙おむつの購入費の助成というところで、経済的負担の軽減を図る施策ではあるが、家族介護者の離職に直接つながるか、根拠を再度確認する。
株式会社名豊	認知症ガイドブックのところだが、実際に配布活動をしているということは事実である。だがご指摘のとおり、ニーズ調査の結果を見ても、相談窓口等の認知度はまだまだ課題が残る結果となっているため、次期計画でも引き続き、さらなる周知を図っていくことを検討していく。
議長	次の議題に進む。（２）「第１１次入間市高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画・ 認知症施策推進計画」のうち、①「計画の概要について」を議題とする。事務局から説明願う。
高齢者支援課主査	資料４は次期計画策定に向け、計画策定の基本的な考え方やスケジュール、現時点で確定している国の方針についてまとめたものである。国の動向については株式会社名豊より説明する。

発　言　者	発　　言　　内　　容
株式会社名豊	資料４に沿って説明
議長	質問等あるか。
全委員	（質問なし）
議長	次の議事に進む。（２）「第１１次入間市高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画・認知症施策推進計画について」のうち②「目次案について」を議題とする。事務局から説明願う。
高齢者支援課主査	資料５に沿って説明
議長	意見、質問はあるか。
東委員	目次の案の認知症施策推進計画について、資料４の５ページにある「施策体系」も変更になるという考えでよろしいか。第１章が「総論」、第２章が「各論」、第３章にまた各論の内容が入ってくるのは違和感がある。この「総論」の中に、認知症施策推進計画が含まれないのであれば、並列の章の名前として３章にきてもよいと思う。総論は「計画の策定にあたって」など計画全体の話が書いてある。施策体系と目次が一致していればよいと思うが、その場合、基本目標２の中に認知症施策が入っていると思うが、どういう扱いになるのか。
高齢者支援課主査	基本目標２の中から認知症施策の部分を抜くものではない。現計画でも認知症施策については基本目標２の中で行っているものであり、次期計画でも基本目標２の中でやっている取組みはそのまま継続はする。しかし、認知症施策推進計画という、本来別で計画を立てるものを一体的に策定するにあたり、認知症施策の詳しい内容を第３章で記載する。各論の基本目標２では、各取組みをそのまま残し、詳細を第３章のほうに明記するといった注釈を入れる。
東委員	説明いただいた内容はやはり各論だと思う。総論は、計画自体の話であり、この入間市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、認知症施策計画の立て方について記載する章だと思う。今の話だとそれと同列の章となる説明になっていないような気がする。また基本目標２と

発言者	発言内容
	内容が重複してしまうところが多いと思う。第３章の認知症施策推進計画で記載する新しい内容というのはそんなにたくさんあるのか。多くないのであれば、基本目標２の認知症施策のところに入れてしまったほうがよいのではないか。それとも認知症施策推進計画は別で検討しなければいけないと国から決められているのか。
高齢者支援課主査	もともと認知症施策推進計画は別の計画ではあるが、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画と一体的に策定することは差し支えないということが国から示されている。現行計画の内容と重複する部分が多いことから認知症施策推進計画も一体的に策定をする方向で考えている。認知症施策推進計画のところは「推進計画の計画策定にあたって」など、目次には載ってこない細かい内容もあるが、それらも組み込むため章を分けている。
東委員	第１章の「総論」という言葉がかかっているワードは、入間市高齢者保健福祉計画の総論であって、認知症施策推進計画の総論ではないということか。
高齢者支援課主査	全体的な第１章の「総論」というのは３つの計画を全部の総論という形になっている。
東委員	現在の「総論」という記載よりも、全体を「部」で分けた方が分かりやすいと思う。第１部を「入間市高齢者保健福祉計画」とし、その中の第１章を「総論」、第２章を「各論」とし、第２部を「認知症施策推進計画」、第３部を「介護保険」とした方が分かりやすいのではないか。
議長	この審議会の前に、副会長と事前打ち合わせがあった。そのときにもなかなか理解ができない部分があった。事務局として、今の東委員からの意見はいかがか。
高齢者支援課長	認知症施策推進計画を入れた場合の目次は、内部でも議論したところである。この章立てにした理由の１つが、すでに計画を立てている自治体を参考にしたためである。参考にした計画は、１章の「総論」の

発言者	発言内容
	で、すべての計画についての記述をしている。認知症に関する具体的な取組みは今までも行っているので、そこは同じように基本目標の中に記載する。ただ、市町村で新たに認知症施策推進計画を作るにあたって、計画が一体どういうものなのかということを具体的に抜き出して、計画として章を立て作成する。ただ東委員の他にも違和感を覚えている方もいらっしゃるため、いただいた意見を持ち帰って構成について検討したい。
議長	再検討していただいて、審議会に出していただきたい。
高齢者支援課長	最後の目次案のところで１つ確認させていただきたい。 計画策定を進めるにあたり目次を早急に決める必要があるが、再検討した案を次回の審議会に諮るのでは、策定作業が進まなくなってしまう。そのため、修正した目次案の皆様からの了承の取り方については、会長および副会長と相談して決める形で進めさせていただきたいが、よろしいか。
議長	それぞれの計画ごとに３本立てにはできないのか。
高齢者支援課長	高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画はもともと一体で策定するものである。一方で認知症施策推進計画は単独での策定も可能である。しかし、認知症施策との関連性が高いため、昨年度の審議会において３計画を一体で策定する旨をご了承いただいた。 現在課題となっているのは目次構成であり、本日いただいた意見をもとに内部で早急に目次案を検討するが、それを次回の審議会に諮る形では作業が進まなくなってしまう。
東委員	選択肢は２つであると思う。「総論」というものが、今までの計画では高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の総論である。それに現状まったく別の計画として認知症施策推進計画は発生しているものなので、別で総論、各論を立てる、これが１つ目である。 もう１つは、入れ込むのであれば、認知症施策推進計画をバラバラ

発　言　者	発　　言　　内　　容
	にし、この総論と各論の中に織り交ぜていくかである。 　認知症施策推進計画を入れ込むのか、別にするのかで設定する指標が変わってくる。目次は設定する指標を考える上でとても大事なものであるため、施策が重複しても別で作成した方が整理はしやすく、業務量は減ると思う。
森本委員	本来、認知症施策推進計画は、別立てで作るのが本筋だとは思う。そういった自治体も現実にある。別立ての章にすると、今まで通り「部」で構成し、第３部で「認知症施策推進計画」とならないのかと思ったところである。そうすると、東委員のおっしゃるとおり、総論にかからない形で別立てのものというのは分かりやすくなるかと思う。
高齢者支援課長	今回、認知症施策推進計画を初めて作る自治体がほとんどなので、他市の状況等の情報収集し、コンサルタントとも相談しながらどういう方向がよいのか再検討させていただく。
森谷副会長	東委員の意見と、私の意見は一緒である。次の審議会が８月１０日の予定である。会長、副会長と事務局で調整させていただいて、その結果を審議委員の方にお知らせするという形で進めていったらどうか。
全委員	（異議なし）
議長	以上で本日の議題を終了する。 ～令和８年度第２回高齢者福祉審議会 終了～　　（以上）

発言者	発言内容
議事のてん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。 令和8年 7月31日 議長の署名　小池佐智子 議長が指名した者の署名　瀧澤啓次	